

# 給水装置台帳 閲覧・写しの交付願

令和 年 月 日  
(あて先)  
広島市水道事業管理者

受付番号.....

交付印	受付	係	係長

請求者 (来局者) (工事業者コード) \_\_\_\_\_  
住 所.....

会 社 名.....

氏 名.....

電話番号.....

閲覧・写しの交付にあたっては、下記確認事項を厳守します。

### 【確認事項】

- ① 提供された情報は、使用目的以外には使用せず、他に漏れることなく管理します。
- ② 写しの交付を受けた図面が不要となった場合は、速やかに廃棄します。

水道番号 (種別・口径・メーター番号)	給水装置の設置場所	写しの 交付	件 数		金額 円
			1 件目 件	2 件目 件	
		要 不要			
		要 不要			
		要 不要			
		要 不要			
		要 不要			
閲覧・写しの交付の目的	1.給水装置工事のため 2.その他 ( )				
来局者確認欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 給水装置工事主任技術者証 <input type="checkbox"/> 宅地建物取引士証 <input type="checkbox"/> 旅 券 <input type="checkbox"/> その他 ( )				

注1 同意書欄の所有者名と給水装置台帳の所有者(名義)が異なる場合は、閲覧・写しの交付ができません。この場合、「給水装置(全部・一部)所有者名義変更届」をあわせて提出してください。

注2 水道番号・メーター番号が不明なもの等については、位置図を添付してください。

手数料	閲覧	組	円	写しの 交付	組	件	円	計	円
-----	----	---	---	-----------	---	---	---	---	---

同意書 (作成日：令和 年 月 日)

上記請求者が、私の所有する給水装置の台帳について、閲覧し、写しの交付を受けることに同意します。

所 有 者  
住 所.....

会 社 名.....

氏 名..... (印)

電話番号.....

## 《給水装置台帳の閲覧手続きにおける注意点》

### ● 所有者の同意確認について

給水装置台帳閲覧・写しの交付願の同意書欄に以下の記入があることで確認します。

(1) 個人・法人が所有している給水装置の場合

所有者の同意を確認することにより交付します。

(2) 複数人で共有している給水装置の場合

代表者（共有する者の中から「**代表者選定（変更）届**」により選定された者）、又は共有者の同意を確認することにより交付します。

### ● 所有者の名義について

同意書欄には、現在の所有者名及び作成日を記入してください。

なお、記入された現在の所有者名と水道局が保管している給水装置台帳の所有者（名義）が異なる場合は、閲覧・写しの交付ができません。

これは、水道局に所有者として届け出られた方の情報が、**必ずしも現在の所有権を有する方の情報とは限らないためです。**

このような場合は、『**給水装置（全部・一部）所有者名義変更届**』が必要となりますのであわせて提出してください。様式については水道局ホームページからダウンロードできます。

### ● 管理人の選定について

給水装置の所有者が、広島市水道局の給水区域外に居住している場合は、給水区域内に居住する者の中から管理人を選定し、『**管理人選定（変更）届**』をあわせて提出してください。

### ● 代表者の選定について

給水装置が共有（分譲マンション・給水幹線等）の場合は、共有する者の中から代表者を選定し、『**代表者選定（変更）届**』をあわせて提出してください。

## ● 水道番号（種別・口径・メーター番号）欄の記入について

給水装置の設置場所を確認するため、「ご使用水量のお知らせ」に記載の水道番号又は現地に設置してあるメーター番号（種別・口径・番号）を記入してください。

水道番号・メーター番号が不明な場合や、解体等により家屋が存在しない物件については、場所が特定できる位置図を添付してください。

## ● 請求者（来局者）の本人確認について

運転免許証や旅券、宅地建物取引士証など公的機関が発行した顔写真の添付された本人であることを証明できるもので、請求者（来局者）を確認させていただきます。

国民健康保険者証や年金手帳、勤務先が発行した顔写真の添付された身分証明書などについては、2種類の書類を掲示していただくことにより、請求者（来局者）を確認させていただきます。

## ● 給水装置台帳について

### (1) 給水装置台帳の利用目的

水道局が保有する給水装置台帳は、水道局が業務を行うために必要な資料として、次のような目的で利用しています。

- ア 給水装置の工事の設計・施工前の設計審査や工事完了後の工事検査を行うときに、以前に施工された給水装置工事の内容を確認するため。  
(広島市水道給水条例第8条2項関連)
- イ 給水装置や供給する水の水質について、使用者又は所有者から検査の請求があったときに、その検査を行うときの資料とするため。  
(広島市水道給水条例第25条関連)
- ウ 水道メーターの検針や検定満期による取替えを行うときに、水道メーターの位置を確認するため。  
(広島市水道給水条例第33条及び計量法第16条関連)
- エ 給水装置の随時検査を行うときの資料とするため。  
(広島市水道給水条例第42条関連)

オ 水道局が施工する道路及び宅地内の一部における漏水修繕工事や配水管布設替工事における給水管取付替のための調査及び完成図書を作成するため。  
(配水管布設工事関連)

カ 給水装置工事に係る申請に対し、遅滞なくその事務手続きを行うため。  
(広島市行政手続条例第 7 条関連)

## (2) 給水装置台帳の情報の正確性

水道局が保有する情報は申込又は届出に基づくものであり、給水装置工事が申込まれていない場合、適正に手続きが完了していない場合及び時間の経過により情報が古くなっている場合など、水道局が保有する情報と現地の状況が一致しない場合もありますので、現地調査などにより確認をお願いします。

(水道局においても情報を利用するときには必要に応じて現地調査、試掘等を行い確認しています。)

## ● 手数料について

閲覧・・・・・・・・・・ 1 件につき 3 0 0 円

写しの交付・・・・・・・・ 1 件につき 3 5 0 円 (2 件目以降は 1 件につき 1 0 0 円)

※広島市証明等手数料条例(昭和 32 年 10 月 10 日条例第 20 号)に基づき徴収を行います。